

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

- (1) バイクのふるさと浜松実行委員会
 - ア 監査対象負担金 「バイクのふるさと浜松 2011」開催事業費負担金
(平成 23 年度分)
 - イ 負担金の所管課 産業部 産業振興課

- (2) 浜松シティファッションコンペ実行委員会
 - ア 監査対象負担金 第 18 回浜松シティファッションコンペ開催事業費負担金
(平成 23 年度分)
 - イ 負担金の所管課 産業部 産業振興課

- (3) 浜松市遺族会
 - ア 監査対象補助金 浜松市戦没者遺家族等活動費補助金(平成 23 年度分)
 - イ 補助金の所管課 健康福祉部 福祉総務課

- (4) 浜松市民生委員児童委員協議会
 - ア 監査対象補助金 浜松市民生委員協議会活動費補助金(平成 23 年度分)
 - イ 補助金の所管課 健康福祉部 福祉総務課

- (5) 特定非営利活動法人浜松市身体障害者福祉協議会
 - ア 監査対象補助金 浜松市中心身障害児者福祉団体活動費補助金(平成 23 年度分)
 - イ 補助金の所管課 健康福祉部 障害保健福祉課

- (6) 社会福祉法人浜松仏教養護院(養護老人ホーム光音寮)
 - ア 監査対象補助金 浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金(平成 23 年度分)
 - イ 補助金の所管課 健康福祉部 高齢者福祉課

- (7) 社会福祉法人ひかりの園(養護盲老人ホーム第二静光園)
 - ア 監査対象補助金 浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金(平成 23 年度分)
 - イ 補助金の所管課 健康福祉部 高齢者福祉課

- (8) 公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー
 - ア 監査対象負担金 (ア) 浜名湖観光圏整備事業負担金(平成 23 年度分)
(イ) 浜松市観光案内情報発信事業負担金(平成 23 年度分)
 - イ 負担金の所管課 産業部 観光交流課

2 出資団体監査

- (1) 株式会社なゆた浜北
 - ア 市の出資比率 78.0%
 - イ 団体の所管課 産業部 産業振興課

3 公の施設の指定管理者監査

- (1) 株式会社なゆた浜北・日本管財株式会社グループ
 - ア 代表団体 株式会社なゆた浜北
 - イ 構 成 員 日本管財株式会社
 - ウ 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市なゆた・浜北
 - エ 施設の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

- (2) 財団法人浜松市体育協会グループ
 - ア 代表団体 財団法人浜松市体育協会
 - イ 構 成 員 三幸株式会社
 - ウ 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市浜北温水プール
 - (イ) 浜松市浜北武道館
 - エ 施設の所管課 浜北区役所 まちづくり推進課

- (3) ヤタロー・東急コミュニティー・共同グループ
 - ア 代表団体 株式会社ヤタロー
 - イ 構 成 員 株式会社東急コミュニティー
株式会社共同
 - ウ 管理している公の施設
 - (ア) 浜松市国民宿舎奥浜名湖
 - エ 施設の所管課 産業部 観光交流課

第2 監査の範囲

- 1 財政援助団体については、平成 23 年度に執行された本市からの補助金等交付に係る出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。
- 2 出資団体については、平成 23 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
- 3 公の施設の指定管理者については、主に平成 23 年度及び平成 24 年度に執行された出納その他の事務について監査を実施した。
また、併せて団体の当該事務に関する所管課の事務について監査を実施した。

第3 監査の期間

平成24年10月5日から平成24年12月25日まで

第4 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管課の事務が適正に執行されているかについて、団体ごとに設定した着眼点に基づき、関係書類を抽出により監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

なお、調査の一部を公認会計士に委託し、その意見を参考とした。

第5 監査の結果等

【財政援助団体監査】バイクのふるさと浜松実行委員会

1 団体の概要

(1) 設立

平成 15 年 5 月 28 日

(2) 設立目的

オートバイ産業発祥の地ならではのイベントを通して、「バイクのまち」浜松を全国へPRするとともに、バイクの持つすばらしい魅力を広め、さらには交通安全の啓発を図るために「バイクのふるさと浜松」を開催することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構内

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 9 人(委員長 1 人、副委員長 1 人、委員 5 人、委員監事 2 人)
- ・事務局 3 人

(5) 主な事業

ア バイクのふるさと浜松 2011 の開催

イ バイクのふるさと浜松実行委員会の開催

(6) 市との関係

市は、「国産オートバイ発祥の地」である浜松のオートバイ産業の振興及びオートバイの需要拡大を目的とする「バイクのふるさと浜松 2011」を開催するため、「バイクのふるさと浜松 2011」開催事業費負担金として、平成 23 年度は 7,450,000 円を交付している。

2 事業費及び負担金額

(1) 平成 23 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B) - (A)
浜松市負担金	7,450,000	7,450,000	0
その他負担金	1,900,000	2,006,000	106,000
雑入	200	141	△59
前年度繰越金	375,201	375,201	0
合 計	9,725,401	9,831,342	105,941

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	負担金充当額	予算額と決算額との比較(A) - (B)
事業費	1,550,000	1,225,209	0	324,791
委託料	6,250,000	6,250,000	6,250,000	0
会場使用料	1,600,000	1,483,930	1,200,000	116,070
総務費	150,000	114,277	0	35,723
役務費	10,000	6,510	0	3,490
小 計	9,560,000	9,079,926	7,450,000	480,074
次年度繰越金	165,401	751,416	0	△586,015
合 計	9,725,401	9,831,342	7,450,000	△105,941

3 監査の主な着眼点

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】浜松シティファッションコンペ実行委員会

1 団体の概要

(1) 設立

平成 23 年 4 月 21 日

(2) 設立目的

浜松市の主要産業である繊維産業の将来の顧客となり得る有能なクリエイターを発掘・育成する契機として、「浜松シティファッションコンペ」を開催し、浜松地域の綿関連素材を用いた作品づくりを通じて、次代を担うクリエイターと本市繊維業界との有機的な関係を構築するとともに、綿織物産地「浜松」の情報を内外に広く発信し、繊維産業の振興を図ることを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区元城町 103 番地の 2 浜松市役所産業部産業振興課内

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 8 人(実行委員長 1 人、副実行委員長 1 人、実行委員 4 人、会計監事 2 人)
- ・事務局 4 人(産業部産業振興課職員が兼務)

(5) 主な事業

- ア 第 18 回浜松シティファッションコンペの開催
- イ 浜松シティファッションコンペ実行委員会の開催

(6) 市との関係

市は、綿織物産地「浜松」の情報を広く発信し、繊維産業の振興を目的とする「第 18 回浜松シティファッションコンペ」を開催するため、第 18 回浜松シティファッションコンペ開催事業費負担金として、平成 23 年度は 12,000,000 円を交付している。

2 事業費及び負担金額

(1) 平成 23 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市負担金	12,000,000	12,000,000	0
その他負担金	300,000	300,000	0
雑収入	0	1,237	1,237
合 計	12,300,000	12,301,237	1,237

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	負担金充当額	予算額と決算額との比較(A)－(B)
報償費	2,300,000	2,229,132	2,229,132	70,868
旅費	400,000	436,410	436,410	△36,410
需用費	1,640,000	1,500,915	1,500,915	139,085
役務費	110,000	116,545	116,545	△6,545
委託料	6,500,000	5,460,082	5,460,082	1,039,918
使用料及び賃借料	1,300,000	1,016,685	1,016,685	283,315
公課費	0	3,800	3,800	△3,800
予備費	50,000	0	0	50,000
小 計	12,300,000	10,763,569	10,763,569	1,536,431
次年度繰越金	0	1,537,668	0	△1,537,668
合 計	12,300,000	12,301,237	10,763,569	△1,237

3 監査の主な着眼点

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】浜松市遺族会

1 団体の概要

(1) 設立

昭和 21 年 5 月 30 日（平成 17 年 7 月 1 日 旧市町村における組織統合）

(2) 設立目的

戦争犠牲者遺家族の相互扶助と親睦向上を図り、英霊殉国の精神を永遠に顕彰することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区元城町 103 番地の 2

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

・役員等 15 人(会長 1 人、副会長 7 人、理事 5 人、監事 2 人)

(5) 主な事業

ア 遺族の生活援護を目的とする事業

イ 遺族の精神文化及び社会道義の昂揚に資する事業

ウ 英霊顕彰及び慰霊に関する事業

(6) 市との関係

市は、戦没死者及び戦災死者の霊を慰め、併せて戦災傷害者及び遺家族の福利増進及び会員間相互の親睦を図るため、浜松市遺族会が実施する事業について、浜松市戦没者遺家族等活動費補助金として、平成 23 年度は 3,482,000 円を交付している。

2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象及び補助率

浜松市遺族会が行う事業のうち、「浜松市戦没者遺家族等活動費補助金交付要綱」別表に定める経費とする。ただし、交際費、食料費及び慶弔費は対象外とする。

補助額は、補助対象経費の 1/2 以内で予算の範囲内とする。ただし、戦没及び戦災死者の慰霊、遺家族に対する福利増進及び戦争の体験や悲惨さの次世代への伝承に関する事業については補助率 10/10 で予算の範囲内とする。

(2) 平成 23 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B) - (A)
会費	2,249,440	2,149,040	△100,400
浜松市補助金	3,482,000	3,482,000	0
浜松市社会福祉協議会補助金	50,000	50,000	0
自治会等補助金	3,000	8,000	5,000
雑収入	600	594	△6
繰越金	719,865	720,459	594
合 計	6,504,905	6,410,093	△94,812

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	補助金充当額	予算額と決算額との比較(A) - (B)
事務費	93,000	120,121	60,000	△27,121
英霊顕彰活動費	0	163,077	0	△163,077
事業費	4,071,927	3,582,420	3,422,000	489,507
県事業協賛費	1,984,000	1,772,400	0	211,600
雑支出	84,000	68,460	0	15,540
予備費	271,978	0	0	271,978
合 計	6,504,905	5,706,478	3,482,000	798,427

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】浜松市民生委員児童委員協議会

1 団体の概要

(1) 設立

昭和 53 年 4 月 1 日（平成 19 年 4 月 1 日 旧市町村における組織統合）

(2) 設立目的

民生児童委員活動の健全な発展のため、民生児童委員の職務に必要な事業や研修を行うなど、民生児童委員相互の親睦と連携・協調を図ることを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区成子町 140 番地の 8 浜松市福祉交流センター5 階

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 53 人(会長 1 人、副会長 3 人、理事 11 人、監事 2 人、評議員 36 人)
- ・事務局 4 人

(5) 主な事業

- ア 民生委員の資質向上のための研修会開催事業
- イ 専門部会活動促進
- ウ 会報誌「浜民」の発行
- エ 民生委員児童委員協議会リーフレットの発行
- オ 児童虐待防止推進月間啓発活動
- カ 民生委員児童委員活動啓発事業
- キ 全国的な研修会への参加
- ク その他、民生委員児童委員活動の組織強化等に関する事業の実施

(6) 市との関係

市は、浜松市民生委員児童委員協議会及び区民生委員児童委員協議会の活動の促進、浜松市民生委員児童委員協議会及び区民生委員児童委員協議会との連携強化、及び区民生委員児童委員協議会同士の連携強化を図るため、浜松市民生委員協議会活動費補助金として、平成 23 年度は 3,564,000 円を交付している。

2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象及び補助率

浜松市民生委員児童委員協議会が行う事業に要する経費で、研修費、使用料、賃借料、旅費、需用費、役務費、事務負担金及び振込手数料とする。ただし、交際費、食料費及び慶弔費は対象外とする。

補助額は、補助対象経費の 1/2 以内で予算の範囲内とする。

(2) 平成 23 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
会費	12,282,000	12,283,760	1,760
浜松市補助金	3,564,000	3,564,000	0
浜松市負担金	79,941,000	79,942,440	1,440
浜松市社会福祉協議会補助金	1,659,000	1,659,000	0
助成金	4,269,000	4,270,000	1,000
雑入	50,000	3,499	△46,501
繰越金	1,428,000	1,976,415	548,415
合 計	103,193,000	103,699,114	506,114

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	補助金充当額	予算額と決算額との比較(A)－(B)
運営費	4,491,000	4,064,591	1,987,000	426,409
事業費	5,713,000	5,897,577	1,577,000	△184,577
交付金	85,974,000	85,968,520	0	5,480
負担金	5,702,000	5,699,760	0	2,240
予備費	1,313,000	0	0	1,313,000
合 計	103,193,000	101,630,448	3,564,000	1,562,552

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】特定非営利活動法人浜松市身体障害者福祉協議会

1 団体の概要

(1) 設立

昭和 35 年 4 月 1 日（平成 17 年 7 月 1 日 12 市町村における組織合併）
（平成 21 年 3 月 19 日 任意団体から NPO 法人へ移行）

(2) 設立目的

障害を持つ一人ひとりが健康であって幸せな家庭を築くために気軽に参加できる事業を行い、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市北区三ヶ日町都筑 48 番地の 2

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 22 人(理事長 1 人、副理事長 2 人、理事 17 人、監事 2 人)
- ・事務局 2 人

(5) 主な事業

- ア 障害者の福祉に関する事業
- イ 静岡県並びに浜松市からの障害福祉に関する委託事業
- ウ NPO 類似団体との親睦事業

(6) 市との関係

市は、特定非営利活動法人浜松市身体障害者福祉協議会の事業実施を促進し、もって福祉の増進を図るため、浜松市心身障害児者福祉団体活動費補助金として、平成 23 年度は 3,024,000 円を交付している。

2 補助の対象及び補助額

(1) 補助対象及び補助率

補助の対象経費は、「浜松市心身障害児者福祉団体活動費補助金交付要綱」別表のとおりとする。ただし、人件費、交際費、食料費、慶弔費は補助対象外とする。

補助額は、補助対象経費の 1/2 とする。ただし、3,024,000 円を上限とする。

(2) 平成 23 年度収支決算

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
会費収入	1,000,000	1,056,000	56,000
事業収入	400,000	306,476	△93,524
浜松市補助金	3,024,000	3,024,000	0
県福社会・市社協補助金	2,000,000	1,404,000	△596,000
繰入金	0	454,024	454,024
合 計	6,424,000	6,244,500	△179,500

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	補助金充当額	予算額と決算額との比較(A)－(B)
レクリエーション事業	3,300,000	3,719,995	3,024,000	△419,995
支部活動事業	2,900,000	2,204,505		695,495
訓練大会事業	224,000	320,000		△96,000
合 計	6,424,000	6,244,500	3,024,000	179,500

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】社会福祉法人浜松仏教養護院(養護老人ホーム光音寮)

1 団体の概要

(1) 設立

昭和 27 年 5 月 23 日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区鴨江二丁目 8 番 5 号

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 16 人(理事長 1 人、理事 5 人(評議委員兼任)、評議委員 8 人、監事 2 人)
- ・事務局 3 人

(5) 主な事業

- ア 養護老人ホームの経営
- イ 老人短期入所事業の経営

(6) 市との関係

市は、社会福祉法人浜松仏教養護院が運営する社会福祉施設(養護老人ホーム光音寮)の職員の給料、福利厚生等の処遇改善に必要な助成を行い、もって社会福祉施設の円滑な運営に資するため、浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金として、平成 23 年度は 4,610,064 円を交付している。

2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

社会福祉施設の管理運営にかかる経費のうち、「浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金交付要綱」別表 1 に定める人件費、事務費及び事業費を対象とする。

(2) 補助額

補助額は、予算の範囲内とし、次の(ア)及び(イ)の算式により算定した額の合計額とする。

- (ア) 前年度末の重度加算等による民間施設給与等改善費加算額(A)×重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員(B)×1/3
- (イ) 前年度末の民間施設給与等改善費加算額(C)×(当該年度 4 月 1 日現在の定員(D)×当該年度における開所月数(E)－重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員(B))×1/3

- ・前年度末の重度加算等による民間施設給与等改善費加算額 16,966 円(A)
- ・重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員 342 人(B)
- ・前年度末の民間施設給与等改善費加算額 12,990 円(C)
- ・当該年度 4 月 1 日現在の定員 80 人(D)
- ・当該年度における開所月数 12 か月(E)

$$(ア) 16,966 \text{ 円(A)} \times 342 \text{ 人(B)} \times 1/3 = 1,934,124 \text{ 円}$$

$$(イ) 12,990 \text{ 円(C)} \times (80 \text{ 人(D)} \times 12 \text{ か月(E)} - 342 \text{ 人(B)}) \times 1/3 = 2,675,940 \text{ 円}$$

$$(ア) + (イ) \quad 1,934,124 \text{ 円} + 2,675,940 \text{ 円} = 4,610,064 \text{ 円(市補助額)}$$

(3) 対象経費及び補助金充当額

(単位 円)

対象経費	対象金額	補助金充当額
人件費(職員諸手当)	25,206,740	4,610,064

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】社会福祉法人ひかりの園(養護盲老人ホーム第二静光園)

1 団体の概要

(1) 設立

昭和 57 年 4 月 12 日

(2) 設立目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域生活において営むことができるよう支援することを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市北区都田町 8091 番地の 8

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 24 人(理事長 1 人、理事 8 人、評議委員 13 人、監事 2 人)
- ・事務局 5 人

(5) 主な事業

養護盲老人ホームの経営

(6) 市との関係

市は、社会福祉法人ひかりの園が運営する社会福祉施設(養護盲老人ホーム第二静光園)の職員の給料、福利厚生等の処遇改善に必要な助成を行い、もって社会福祉施設の円滑な運営に資するため、浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金として、平成 23 年度は 5,268,204 円を交付している。

2 補助の対象及び補助額

(1) 補助の対象

社会福祉施設の管理運営にかかる経費のうち、「浜松市社会福祉施設雇用改善費補助金交付要綱」別表 1 に定める人件費、事務費及び事業費を対象とする。

(2) 補助額

補助額は、予算の範囲内とし、次の(ア)及び(イ)の算式により算定した額の合計額とする。

(ア) 前年度末の重度加算等による民間施設給与等改善費加算額(A)×重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員(B)×1/3

(イ) 前年度末の民間施設給与等改善費加算額(C)×(当該年度 4 月 1 日現在の定員(D)×当該年度における開所月数(E)－重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員(B))×1/3

- ・前年度末の重度加算等による民間施設給与等改善費加算額

障害者等加算対象者 31,735 円(A1)、特定入所者 15,977 円(A2)

- ・ 重度加算等による民間施設給与等改善費が適用される当該年度の延べ実人員
障害者等加算対象者 228 人 (B1)、特定入所者 120 人 (B2)
- ・ 前年度末の民間施設給与等改善費加算額 26,396 円 (C)
- ・ 当該年度 4 月 1 日現在の定員 50 人 (D)
- ・ 当該年度における開所月数 12 か月 (E)

(ア) 障害者等加算対象者 $31,735 \text{ 円 (A1)} \times 228 \text{ 人 (B1)} \times 1/3 = 2,411,860 \text{ 円}$

特定入所者 $15,977 \text{ 円 (A2)} \times 120 \text{ 人 (B2)} \times 1/3 = 639,080 \text{ 円}$

(イ) $26,396 \text{ 円 (C)} \times (50 \text{ 人 (D)} \times 12 \text{ か月 (E)} - 228 \text{ 人 (B1)} - 120 \text{ 人 (B2)}) \times 1/3$
 $= 2,217,264 \text{ 円}$

(ア) + (イ) $2,411,860 \text{ 円} + 639,080 \text{ 円} + 2,217,264 \text{ 円} = 5,268,204 \text{ 円 (市補助額)}$

(3) 対象経費及び補助金充当額

(単位 円)

対象経費	対象金額	補助金充当額
人件費 (非常勤職員給与)	14,681,344	5,268,204

3 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【財政援助団体監査】公益財団法人浜松観光コンベンションビューロー

1 団体の概要

(1) 設立

平成元年 6 月 1 日

(2) 設立目的

静岡県・浜松市・浜松商工会議所・地元企業などからの出損を受け、各種大会、会議、イベントなどコンベンションを誘致するとともに、主催者への支援を行い、大会・会議をスムーズに運営できるよう支援する機関として、コンベンション及び観光両面での事業を行うことを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市中区板屋町 696 番地

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 55 人(理事長 1 人、副理事長 3 人、専務理事 1 人、理事 19 人、
評議員 29 人、監事 2 人)
- ・職員 10 人(浜松市派遣職員 1 人を含む)

(5) 主な事業

- ア コンベンションの誘致及び主催者への支援事業
- イ 観光振興事業
- ウ 公共施設管理運営事業
- エ 会員サービス事業

(6) 市との関係

- ア 市は、浜名湖周辺地域の相互連携によって観光圏を形成し、観光地の魅力の向上により競争力を高め、もって国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するため、浜名湖観光圏整備事業負担金として、平成 23 年度は 15,000,000 円を交付している。
- イ 市は、浜松市の観光情報サイト「浜松だいすきネット」を管理運営することにより、浜松市の観光情報等を広く国内外に一元的に発信し、浜松市の観光 P R 及び誘客促進を図るため、浜松市観光案内情報発信事業費負担金として、平成 23 年度は 4,500,000 円を交付している。

2 事業費及び負担金額

(1) 浜名湖観光圏整備事業負担金(平成 23 年度収支決算)

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
国庫補助金	5,000,000	4,993,800	△6,200
県費補助金	0	2,623,000	2,623,000
浜松市負担金	15,000,000	15,000,000	0
構成員負担金	110,000	762,112	652,112
合 計	20,110,000	23,378,912	3,268,912

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	負担金 充当額	予算額と決算額との比較(A)－(B)
ぐるっと浜名湖周遊事業(サイクリング事業)	5,000,000	5,304,000	3,060,000	△304,000
ぐるっと浜名湖情報発信ツール作成事業	1,500,000	1,797,600	1,797,600	△297,600
観光圏モニタリング調査事業	1,000,000	1,491,000	1,491,000	△491,000
ぐるっと浜名湖観光キャラバン隊	1,120,000	1,230,745	1,230,745	△110,745
ぐるっと浜名湖周遊事業(食のキャンペーン)	1,000,000	2,583,230	1,668,230	△1,583,230
観光地域づくりプラットフォーム設立準備事業	5,000,000	4,993,800	0	6,200
東日本震災緊急誘客キャンペーン事業	5,000,000	5,197,500	5,197,500	△197,500
事務費(会議費、旅費交通費等)	490,000	781,037	554,925	△291,037
合 計	20,110,000	23,378,912	15,000,000	△3,268,912

(2) 浜松市観光案内情報発信事業負担金(平成 23 年度収支決算)

【収入】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	予算額と決算額との比較(B)－(A)
浜松市負担金	4,500,000	4,500,000	0
ビューロー負担金	100,000	10,174	△89,826
合 計	4,600,000	4,510,174	△89,826

【支出】

(単位 円)

区 分	予算額(A)	決算額(B)	負担金充当額	予算額と決算額との比較(A) - (B)
ホームページ管理費	630,000	1,323,000	1,323,000	△693,000
通信費	100,000	50,257	50,257	49,743
サーバー・ドメイン利用費	332,850	316,050	316,050	16,800
自動翻訳利用料	226,800	226,800	226,800	0
サーバー保守料	252,000	252,000	252,000	0
取材・更新費用等	3,058,350	2,342,067	2,331,893	716,283
合 計	4,600,000	4,510,174	4,500,000	89,826

3 監査の主な着眼点

- (1) 負担金交付の決定は、法令等に適合しているか。
- (2) 負担金は、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された負担金は、対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 負担金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【出資団体監査】株式会社なゆた浜北

1 団体の概要

(1) 設立

平成 11 年 11 月 4 日

(2) 設立目的

遠州鉄道浜北駅前に建設した再開発ビル(公共公益施設、商業施設及び住宅を主用途とした複合ビル)「なゆた・浜北」の総合的な管理運営事業及び商業床の賃貸事業を行うことを目的としている。

(3) 事務所の所在地

浜松市浜北区貴布祢 3000 番地

(4) 組織(平成 24 年 3 月 31 日現在)

- ・役員等 6 人(代表取締役 1 人、取締役 3 人、監査役 2 人)
- ・職員 9 人(支配人 1 人、職員 8 人) ※支配人は、常勤の役員

(5) 主な事業

- ア 浜北駅前再開発ビル並びにその付帯設備の管理及び運営
- イ 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、保有並びに運用
- ウ 駐車場の管理及び運営
- エ 店舗の販売促進に関する企画、調査、研究及び指導
- オ 浜松市が設置する公共施設の管理、運営に関する受託業務
- カ 損害保険代理業
- キ 広告代理業
- ク 共同受信アンテナ施設の保守、管理に関する受託業務

(6) 市との関係

市は、遠州鉄道浜北駅前に建設した再開発ビル「なゆた・浜北」の総合的な管理運営事業及び商業床の賃貸事業を行うことを目的として設立された株式会社なゆた浜北に対し、195,000,000 円を出資(出資比率 78.0%)している。

2 監査の主な着眼点

- (1) 団体における出納及び出納に関連する事務の執行に当たり、必要かつ最も基本・基準となる諸規程が整備されているか。また、その諸規程は適切に管理され、事務の執行がそれに基づき適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。

3 経営状況

(1) 貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
【流動資産】	【 173,670,302 】	【流動負債】	【 32,805,935 】
現金及び預金	160,238,586	1年以内返済長期借入金	10,000,000
未収入金	7,753,991	未払金	11,222,854
貯蔵品	76,000	未払費用	799,389
前払費用	5,230,009	前受金	4,239,011
立替金	61,245	未払消費税	1,477,600
繰延税金資産	310,471	預り金	1,207,131
【固定資産】	【 334,204,550 】	未払法人税等	3,859,950
(有形固定資産)	(310,605,623)	【固定負債】	【 183,293,293 】
建物	120,261,264	長期借入都市開発資金	120,000,000
建物附属設備	36,727,534	預り敷金	24,650,560
工具器具備品	46,173	電波障害預り金	34,642,733
土地	153,570,652	修繕引当金	4,000,000
(無形固定資産)	(212,240)	負債の部合計	216,099,228
電話加入権	212,240	純資産の部	
(投資その他の資産)	(23,386,687)	【株主資本】	【 291,775,624 】
出資金	30,000	【資本金】	【 250,000,000 】
長期修繕積立金	21,963,487	【利益剰余金】	【 41,775,624 】
繰延税金資産	1,393,200	(その他利益剰余金)	(41,775,624)
		繰越利益剰余金	41,775,624
		純資産の部合計	291,775,624
資産の部合計	507,874,852	負債・純資産の部合計	507,874,852

(2) 損益計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位 円)

科 目	金 額
【売上高】	【 244,211,674 】
テナント賃貸収入	38,739,305
共益費収入	12,929,640
管理受託収入	62,862,574
駐車場収入	12,741,343
指定管理料収入	84,619,053
施設利用収入	15,150,340
自主事業収入	1,069,961
委託事業収入	5,000,239
管理協議会売上高	5,879,000
その他収入	5,220,219
【売上原価】	【 6,084,861 】
管理協議会仕入高	5,673,752
その他仕入	411,109
売上総利益	238,126,813
【販売費及び一般管理費】	【 225,689,515 】
営業利益	12,437,298
【営業外収益】	【 159,111 】
受取利息	136,754
受取配当金	1,400
雑収入	20,957
経常利益	12,596,409
税引前当期純利益	12,596,409
法人税等	6,080,000
法人税等調整額	△ 627,908
当期純利益	7,144,317

販売費及び一般管理費明細書

(単位 円)

科 目	金 額
給与手当	13,026,000
臨時雇賃金	11,691,234
法定福利費	2,291,587
福利厚生費	171,409
通勤費	129,144
消耗品費	2,213,022
事務用品費	797,859
地代家賃	12,615,507
賃借料	777,900
保険料	213,078
修繕費	4,438,311
修繕引当金繰入	2,000,000
管理委託費	76,016,882
管理費	58,228,500
租税公課	5,450,200
減価償却費	9,045,679
旅費交通費	35,217
通信費	486,740
水道光熱費	15,211,994
支払手数料	2,064,294
広告宣伝費	8,367,140
接待交際費	149,583
諸会費	82,993
会議費	141,242
寄付金	44,000
合 計	225,689,515

4 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

【公の施設の指定管理者監査】株式会社なゆた浜北・日本管財株式会社グループ

1 施設の概要等

浜松市なゆた・浜北

(1) 所在地

浜松市浜北区貴布祢 3000 番地

(2) 施設の内容

平成 13 年 7 月 1 日開設(浜松市なゆた浜北駐車場は平成 13 年 4 月 1 日開設)

鉄筋コンクリート一部鉄骨造(地下 1 階・地上 7 階) 延床面積 28,445 m²の一部

浜北生涯学習センター(大会議室、集会室等)、なゆたホール(406 席)、

にぎわいプラザ(大・小)、なゆた浜北駐車場[180 台(住宅用 31 台含む)]

(3) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

88,850,000 円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 施設の利用許可に関する業務

イ 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ウ 施設等の維持管理に関する業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	88,850,000
その他収入	29,892,805
収入合計	118,742,805

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	15,978,587
管理費	24,664,502
その他	73,102,841
支出合計	113,745,930

(8) 施設の利用状況

〔平成 22 年度と平成 21 年度の比較〕

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 22 年度(A)		平成 21 年度(B)		増減(A)－(B)				
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額			
市民ギャラリー	9,630	14,737,207	7,672	13,521,035	1,958	1,216,172			
大会議室	13,243		11,919		1,324				
会議室	17,095		17,135		△40				
アトリエ	1,860		2,046		△186				
創作工房	2,909		2,879		30				
パソコン室	729		587		142				
食工房	1,829		2,180		△351				
ホール	23,488		22,820		668				
ホール控室	2,503		2,500		3				
ホール練習室	13,159		13,538		△379				
にぎわいプラザ	15,099		13,630		1,469				
小計	101,544		14,737,207		96,906		13,521,035	4,638	1,216,172
なゆた駐車場	246,724		11,965,906		270,391		12,098,290	△23,667	△132,384
計	—	26,703,113	—	25,619,325	—	1,083,788			

※「なゆた駐車場」の利用数単位は、「台」

〔平成 23 年度と平成 22 年度の比較〕

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A)－(B)				
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額			
市民ギャラリー	10,461	15,150,340	9,630	14,737,207	831	413,133			
大会議室	13,626		13,243		383				
会議室	18,669		17,095		1,574				
アトリエ	1,993		1,860		133				
創作工房	2,305		2,909		△604				
パソコン室	658		729		△71				
食工房	1,871		1,829		42				
ホール	23,821		23,488		333				
ホール控室	2,633		2,503		130				
ホール練習室	14,732		13,159		1,573				
にぎわいプラザ	11,788		15,099		△3,311				
小計	102,557		15,150,340		101,544		14,737,207	1,013	413,133
なゆた駐車場	250,238		12,741,343		246,724		11,965,906	3,514	775,437
計	—	27,891,683	—	26,703,113	—	1,188,570			

※「なゆた駐車場」の利用数単位は、「台」

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

- (1) 第三者への再委託について(所管課及び団体に対するもの)

第三者へ再委託をしているもののうち、平成23年度のなゆたホール可動椅子保守点検ほか4業務については、市の承諾を得ず再委託している。

- (2) 映像音響情報システム保守点検について(所管課及び団体に対するもの)

浜松市なゆた・浜北の管理に関する基本協定書の仕様書では、映像音響情報システム保守点検を年2回以上行うとしているが、平成23年度は年1回であった。

【公の施設の指定管理者監査】財団法人浜松市体育協会グループ

1 施設の概要等

浜松市浜北温水プール

(1) 所在地

浜松市浜北区平口 5042 番地の 125

(2) 施設の内容

平成 16 年 5 月 1 日開設

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(地上 1 階・地下 1 階)

25m プール(4 コース、水深 1.25m)、子供用プール(水深 0.55m)、

流水プール(約 32m、水深 1.05m)、歩行者専用プール(2 コース、水深 1.05m)、

リラクゼーションプール(水深 0.75m～0.90m)、

採暖室、更衣室(男 252 人・女 264 人収容)、シャワー室ほか

(3) 指定期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

28,100,000 円

(5) 使用料の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 施設の利用許可に関する業務

イ 施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	28,100,000
その他	35,912,922
収入合計	64,012,922

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	8,783,929
管理費	52,278,587
その他	6,060,101
支出合計	67,122,617

(8) 施設の利用状況

[平成 22 年度と平成 21 年度の比較]

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 22 年度(A)		平成 21 年度(B)		増減(A)－(B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
小人	35,636	9,911,850	36,872	10,080,750	△1,236	△168,900
大人	49,860	24,572,550	54,204	24,138,825	△4,344	433,725
計	85,496	34,484,400	91,076	34,219,575	△5,580	264,825

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較]

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A)－(B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
小人	35,162	10,241,100	35,636	9,911,850	△474	329,250
大人	50,974	24,152,050	49,860	24,572,550	1,114	△420,500
計	86,136	34,393,150	85,496	34,484,400	640	△91,250

浜松市浜北武道館

(1) 所在地

浜松市浜北区竜南 26 番地

(2) 施設の内容

昭和 58 年 8 月 20 日開設

鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建

柔道場(327.34 m²)、剣道場(327.34 m²)、弓道場(141.82 m²)、

管理室(27.98 m²)、会議室(30.01 m²)、講師控室、トイレほか

(3) 指定期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

5,224,000 円

(5) 使用料の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 指定管理者の主な業務

ア 管理施設の利用許可に関する業務

イ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ウ 管理施設等の維持管理に関する業務

(7) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
指定管理料	5,224,000
その他	1,764,349
収入合計	6,988,349

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	3,788,698
管理費	2,918,491
その他	655,362
支出合計	7,362,551

(8) 施設の利用状況

[平成 22 年度と平成 21 年度の比較]

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 22 年度(A)		平成 21 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
柔道場	16,977	419,740	15,364	402,440	1,613	17,300
剣道場	30,459	640,420	24,885	580,650	5,574	59,770
弓道場	2,360	103,860	2,074	118,800	286	△14,940
会議室	109	490	236	4,060	△127	△3,570
個人利用	2,268	261,700	2,452	302,070	△184	△40,370
シャワー	0	0	0	0	0	0
計	52,173	1,426,210	45,011	1,408,020	7,162	18,190

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較]

(単位 利用数:人、収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	収入額	利用数	収入額	利用数	収入額
柔道場	19,831	431,950	16,977	419,740	2,854	12,210
剣道場	29,084	634,600	30,459	640,420	△1,375	△5,820
弓道場	2,501	133,160	2,360	103,860	141	29,300
会議室	179	2,400	109	490	70	1,910
個人利用	2,369	274,590	2,268	261,700	101	12,890
シャワー	0	0	0	0	0	0
計	53,964	1,476,700	52,173	1,426,210	1,791	50,490

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

(1) 浜松市浜北温水プール

ア 休場日について(所管課に対するもの)

7月20日から8月31日までの月曜日について、浜松市水泳場条例では開場日と規定し、実際の運用でも開場しているが、プールの管理に関する基本協定書の仕様書では、休場日となっている。

イ 専用利用及び臨時の開場について(団体に対するもの)

浜松市水泳場条例では、浜北温水プールは、専用利用ができないと規定しているが、特定の団体に対し専用利用させている。

また、この専用利用の日は、同条例で休場日としている日であり、臨時の開場について市長の承認を得ていない。

【公の施設の指定管理者監査】 ヤタロー・東急コミュニティー・共同グループ

1 施設の概要等

浜松市国民宿舎奥浜名湖

(1) 所在地

浜松市北区細江町気賀 1023 番地の 1

(2) 施設の内容

昭和 45 年 7 月 1 日開設(平成 15 年 12 月 13 日 リニューアルオープン)

宿泊人数 90 人、駐車場 70 台、レストラン 100 人収容、大広間 80 帖(80 人収容)、
イベントホール(会議室・約 60 人収容)、カラオケルーム 2 部屋

- ・客室 和洋室(定員 6 人) バリアフリー、バス・トイレ付 2 室
洋室(定員 3 人) バス・トイレ付 6 室
和室(定員 3 人) トイレ付 20 室

・大展望風呂 男女各 1 人工温泉 浜名湖美湯(サウナ、薬浴付)

(3) 指定期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 指定管理料(平成 23 年度)

0 円

(5) 利用料金の取扱い

指定管理者の収入(利用料金制を導入)

(6) 納入金

浜松市国民宿舎奥浜名湖の管理に関する基本協定書に基づき、指定管理者は利用料金収入に自主事業による収入を加えた額に、100 分の 7 を乗じた額を浜松市に支払うものとしている。

平成 23 年度 19,321,673 円

(7) 指定管理者の主な業務

- ア 国民宿舎の利用の許可に関する業務
- イ 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務

(8) 指定管理に関する収支(平成 23 年度)

ア 収入 (単位 円)

項目	決算額
利用料金収入等	276,023,904
収入合計	276,023,904

イ 支出 (単位 円)

項目	決算額
人件費	89,804,229
管理費	23,164,123
その他	165,756,309
支出合計	278,724,661

(9) 施設の利用状況

[平成 23 年度と平成 22 年度の比較]

(単位 利用数:人、利用料金収入額:円)

利用区分	平成 23 年度(A)		平成 22 年度(B)		増減(A) - (B)	
	利用数	利用料金 収入額	利用数	利用料金 収入額	利用数	利用料金 収入額
宿泊	13,001	144,250,902	13,961	153,506,106	△960	△9,255,204
食事・日帰り宴会	42,943	122,412,502	36,427	109,896,177	6,516	12,516,325
日帰り入浴	18,578	9,360,500	16,503	8,330,000	2,075	1,030,500
計	74,522	276,023,904	66,891	271,732,283	7,631	4,291,621

2 監査の主な着眼点

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (6) 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (7) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (8) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (9) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

3 監査の結果

監査した事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられたので、所管課は、団体に対し、適切な是正措置を講じるよう指導・助言するとともに、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じられたい。

- (1) 利用料金の承認申請について(団体に対するもの)

入浴料金(宿泊を除く)について、5,000円(12回分)の入浴回数券を発売しているが、市長の承認を得ていない。